

# 一般会計等財務書類における注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
  - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし
- ③ 出資金
  - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
  - イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

変更なし

### (2) 表示方法の変更

変更なし

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

## 3. 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

なし

### (2) 組織・機構の大幅な変更

なし

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

### (4) 重大な災害等の発生

なし

#### 4. 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当 金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	14,253,213 千円	14,253,213 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	1,155,542 千円	1,155,542 千円
設立法人	千円		312,287 千円	312,287 千円
計	- 千円	- 千円	15,721,042 千円	15,721,042 千円

##### (2) 係争中の訴訟等

なし

## 5. 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計、土地取得事業特別会計
- ② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－	%
連結実質赤字比率	－	%
実質公債費比率	8.7	%
将来負担比率	6.1	%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 6,378,938 千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,278,939 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	60,366 千円
一般会計	衛生費	病院費	繰越明許費	117,000 千円
一般会計	商工費	商工費	繰越明許費	5,110 千円
一般会計	土木費	道路橋りょう費	繰越明許費	271,486 千円
一般会計	土木費	都市計画費	繰越明許費	809,027 千円
一般会計	教育費	保健体育費	繰越明許費	15,950 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
  - ア 範囲  
来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産（土地）	234,900 千円	（売却予定額）
物品	10 千円	（売却予定額）

②基金借入金（繰替運用）の内容

●運用期間：令和4年4月1日～5月31日

財政調整基金 3,365,522 千円  
都市施設整備基金 187,946 千円  
福祉基金 22,467 千円  
交流とふれあいのまちづくり基金 257,373 千円  
深喜人材育成基金 131,105 千円  
公園墓地基金 46,057 千円  
辻川穂太郎やすらぎ基金 82,662 千円  
泉大津市がんぼう基金 49,020 千円  
佐野幸子基金 13,902 千円  
泉大津市地域環境基金 114,139 千円  
八木稔すこやか基金 59,478 千円  
泉大津市営住宅整備基金 359,759 千円  
テクスピア大阪産業振興整備基金 515,118 千円  
泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金 59,674 千円  
泉大津市ふるさと応援基金 1,247,165 千円  
泉大津市公共施設整備基金 491,089 千円

●運用期間：令和4年6月1日～令和5年3月31日

財政調整基金 4,339,760 千円  
都市施設整備基金 144,350 千円  
福祉基金 22,567 千円  
交流とふれあいのまちづくり基金 257,373 千円  
深喜人材育成基金 130,142 千円  
公園墓地基金 46,464 千円  
辻川穂太郎やすらぎ基金 82,662 千円  
泉大津市がんぼう基金 48,736 千円  
佐野幸子基金 13,621 千円  
泉大津市地域環境基金 91,543 千円  
八木稔すこやか基金 59,478 千円  
泉大津市営住宅整備基金 359,761 千円  
テクスピア大阪産業振興整備基金 591,342 千円  
泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金 62,200 千円

泉大津市ふるさと応援基金 1,347,676 千円

泉大津市公共施設整備基金 484,759 千円

- ③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 19,900,983 千円

- ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	17,598,552 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,425,060 千円
将来負担額	45,134,519 千円
充当可能基金額	9,467,936 千円
特定財源見込額	7,443,265 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	27,288,712 千円

- ⑤地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 56,479 千円

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

#### ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

#### ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 1,697,167 千円

#### ② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	34,572,542 千円	34,049,457 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	513,626 千円	513,626 千円
繰越金に伴う差額	△675,937 千円	- 千円
会計間の内部取引（相殺額）	△513,626 千円	△513,626 千円
資金収支計算書	33,896,605 千円	34,049,457 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書に相違はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	3,394,333	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	450,050	千円
棚卸資産の増減	2,105	千円
未収債権債務の増減	71,985	千円
減価償却費	△1,177,479	千円
賞与引当金の増減	△31,289	千円
退職手当引当金の増減	△16,829	千円
徴収不能引当金の増減	△8,266	千円
資産除売却損益	△1,261	千円
純資産変動計算書の本年度差額	2,683,349	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 4,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし

6. 重要な非資金取引

なし